

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 接続約款の変更の認可について (平成27年度接続料改定)

- ① 実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定
- ② 平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定
- ③ 平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定

平成27年1月

接続約款の変更認可申請の全体像

接続料改定に際して必要となる行政手続		今回改定する接続料		
電気通信事業法第33条第2項に基づく接続約款変更認可	接続料規則第3条に基づく許可(※)	H26年度 接続料	H27年度 接続料	H28年度 接続料
① 実績原価方式に基づく接続料の改定等 (ドライカッパ、専用線、公衆電話機能など)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB(ポリ塩化ビフェニル)に係る特損の扱い ・特設公衆電話に係る費用の扱い ・メタル回線と光ファイバ回線との間の費用配賦の見直し影響額の緩和 等 			
② 加入光ファイバに係る接続料の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBに係る特損の扱い ・乖離額調整 ・メタル回線と光ファイバ回線との間の費用配賦の見直し影響額の緩和 	H26.4.9に平成26～28年度の接続料を認可済 平成27年度分を変更申請 (乖離額の調整)		
③ NGNに係る接続料の改定 (収容局接続機能、IGS接続機能など)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBに係る特損の扱い 等 			

※ 接続料は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能(3条許可)。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)
 (第一種指定電気通信設備との接続)
 第三十三条(略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 加入光ファイバに係る接続料の改定案 (P.13 ~ 16)

IV. NGNに係る接続料の改定案 (P.18 ~ 19)

V. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.21)

VI. スタックテストの概要 (P.23 ~ 25)

- (1) 電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、**接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けることが義務づけられている(第33条第2項)。
- (2) 接続約款に定められる**接続料は、総務省令で定める機能ごとに定める**こととされており、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとすることが求められている(第33条第4項)。
- (3) 具体的には、接続料規則(以下「規則」という。)では、**40の機能**(P.5参照)が定められており、
- ① このうち規則第5条で定められた**12の機能については、長期増分費用(LRIC)方式により接続料を設定**することとされ(法第33条第5項及び規則第5条)、
 - ② それ以外の**28の機能については、第一種指定電気通信設備接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて接続料原価を算定し、原価が収入に一致するよう接続料を設定**することが原則(規則第14条)。

↑
本件申請の対象

(次ページあり)

(4) 上記の**28の機能**については、**前々年度(平成25年度)の接続会計を基礎として算定された第一種指定設備管理運営費に他人資本費用等を加えて接続料原価を算定することが原則**とされている。

○ 今般の接続約款の変更認可申請では、28機能のうち**21機能**について、**上記の原則に従って接続料を算定**(実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定)。

(5) 一方、上記原則の例外として、**新規かつ相当の需要の増加の見込めるサービスに利用される機能等**については、「前々年度の接続会計に記載された費用の額」及び「通信量等の実績値」を基盤として、**合理的な将来の予測に基づき接続料原価を算定**することとされている。

上記の規定に基づき、

① **加入光ファイバ**(光信号端末回線伝送機能)については、平成26年度接続料改定において、平成24年度の実績を基盤とした予測により平成26年度～28年度の接続料が算定され、認可済み。

今般の申請は、このうち**平成27年度分について、平成25年度の予測値と実績値との差額(乖離額)を調整**するための変更申請(平成27年度の**加入光ファイバ**に係る接続料の改定)。

② **NGNの4機能**について、平成25年度の実績値を基盤として、算定期間を1年間とする**将来原価方式にて接続料を算定**(平成27年度の**次世代ネットワーク**に係る接続料の改定)。

※ なお、上記のほか、2の機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

接続機能と本件申請の対応関係

機能の区分		機能の概要	
機能の区分(接続料規則第4条)	通称		
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ	
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパのサブアンバンドル	FTTRで用いられるき線点から利用者宅までの区間(下部区間)のメタル回線により伝送を行う機能
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	
	4.基地局設備用端末回線伝送機能	PHS基地局回線	PHS事業者が、NTT東西のGC交換設備と接続する際に、無線基地局から加入者回線ポート(OCU)までの区間の端末回線設備(ISDN回線)を利用する機能
	5.光信号端末回線伝送機能	加入ダークファイバ	
	6.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズレート)	
	7.その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	8.加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能
	9.信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能
	10.優先接続機能	マイライン	
	11.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ	
	12.加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を収容する機能
	13.加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能
14.折返し通信路設定機能	ISM	利用者のISDN回線を収容する装置(インタフェース加入者モジュール(ISM))を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能	
15.光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	
16.光信号分離機能	局内スプリッタ		
17.加入者交換機接続伝送専用機能	GC-POI間回線	GCと他事業者接続用設備との間で伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	
18.市内伝送機能	GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	
中継系交換機能	19.中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能
	20.中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を収容する機能
	21.中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能
中継伝送機能	22.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備をNTT東西及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	23.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線	GC-IC間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能
	24.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
	25.一般光信号中継伝送機能	中継ダークファイバ等	
	26.特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継ダークファイバ	中継ダークファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	27.一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの収容局接続	
	28.一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの中継局接続	
	29.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の収容局接続	
	30.閉門交換機接続ルーティング伝送機能	IGS接続(NGN・ひかり電話網)	
31.イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット		
32.通信路設定伝送機能	専用線		
33.データ伝送機能	メガデータネット	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定及び伝送を行う機能	
34.信号伝送機能	共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能	
35.呼関連データベース機能	呼関連データベース	PHSの位置情報や課金情報に係るデータベース機能(網改造料の対象となる機能)	
36.番号案内機能	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能	
37.手動交換機能	104	手動により通信の交換等を行う機能	
38.公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能	
39.端末間伝送等機能	専用線(キャリアズレート)		
40.クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能	

【申請書】

①実績原価方式に基づく接続料

【申請書】

②加入光ファイバに係る接続料

【申請書】

③NGNに係る接続料

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 加入光ファイバに係る接続料の改定案 (P.13 ~ 16)

IV. NGNに係る接続料の改定案 (P.18 ~ 19)

V. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.21)

VI. スタックテストの概要 (P.23 ~ 25)

◆ 全体の傾向

- レガシー系設備に係る接続料は、**需要の減により値上がり傾向が継続**。
- 一方、**メタル回線に係る接続料**(ドライカップ等)については、メタル検討会(※)の提言を踏まえてメタル回線と光ファイバ回線の**費用配賦方法等を見直した影響で、前年度に比べ低減**。

※ 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)を踏まえ、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を開催し、コストの検証等を実施(平成24年11月～平成25年5月)。

◆ PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

- 本件申請では、平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものが、接続料原価に算入されている。

PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失

	NTT東日本	NTT西日本
	約34億円	約61億円
平成25年度決算	うち第一種指定電気通信設備 の維持・運営に係るもの 約24億円	うち第一種指定電気通信設備 の維持・運営に係るもの 約40億円

- 一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ)の接続料
 - ・ メタル検討会の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線における施設保全費の配賦方法の見直し等を行った影響で、**メタル回線に係る接続料原価は減少し、接続料は低減**。(☞ 下表の **Ⓐ** 参照)
 - ・ 一方、前年度と同様、加入光ファイバ接続料の上昇を抑制するための**激変緩和措置を実施**。(☞ 下表の **Ⓑ** 参照)
 - ・ これらを踏まえた結果、**平成27年度の接続料は低減**。(NTT東日本:▲ 42円、NTT西日本:▲ 31円) (☞ 下表の **Ⓒ** 参照)
- 帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料
 - ・ **接続料原価が減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少したことから、接続料は上昇**。
(NTT東日本:+ 1円、NTT西日本:+ 6円)

【一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ)の接続料】

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,276円	1,314円	1,269円	1,345円
特別損失	+2円	+2円	+14円	-
調整額	▲37円	▲41円	▲16円	▲15円
災害特別損失繰延	-	-	+16円	-
接続料(激変緩和措置を講じない場合)	1,241円	1,275円	1,283円	1,330円
括弧内は前年度からの増減額 Ⓐ	(▲42円)	(▲55円)	(▲74円)	(▲61円)
激変緩和の影響 Ⓑ	+45円	+63円	+45円	+39円
申請接続料※3、4 Ⓒ	1,286円	1,338円	1,328円	1,369円
括弧内は前年度からの増減率	(▲3.2%)	(▲2.3%)	(▲2.1%)	(▲1.6%)
前年度からの増減額	▲42円	▲31円	▲29円	▲22円

【帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料】

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	88円	90円	87円	88円
特別損失	+1円	+1円	0円	-
調整額	+6円	+3円	+7円	0円
申請接続料※3、4	95円	94円	94円	88円
括弧内は前年度からの増減率	(+1.1%)	(+6.8%)	(▲3.1%)	(▲8.3%)
前年度からの増減額	+1円	+6円	▲3円	▲8円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない
 ※2 回線管理機能に係る接続料を含む
 ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成26年度の数値は適用接続料

○ 通信路設定伝送機能(専用線)の接続料

- ・ 老朽化に伴う設備更改によって**接続料原価が増加し、需要が減少^{※1}したため、接続料は上昇傾向 (A)**。
- ・ さらに、**調整額が大幅に増加**したことから (B)、**接続料は大幅な上昇**となっている (C)。

〔 デジタルアクセス(128kbps) - NTT東日本: + 3,612円 (+44.5%)、 NTT西日本: + 2,226円 (+29.3%)
 デジタルアクセス(1.5Mbps) - NTT東日本: + 19,000円 (+37.6%)、 NTT西日本: + 9,080円 (+22.7%) 〕

【通信路設定伝送機能(専用線)の接続料】

○ デジタルアクセス(128kbps)^{※2}

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価 ^{※3、4} (A)	9,364円	7,821円	7,570円	6,905円
特別損失	+46円	+85円	+61円	-
調整額 (B)	+2,325円	+1,926円	+492円	+701円
申請接続料 ^{※5、6} (C)	11,735円	9,832円	8,123円	7,606円
括弧内は前年度からの増減率	(+44.5%)	(+29.3%)	(+8.1%)	(+32.3%)
前年度からの増減額	+3,612円	+2,226円	+611円	+1,858円

○ デジタルアクセス(1.5Mbps)^{※2}

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価 ^{※3、4}	52,268円	38,853円	42,586円	35,299円
特別損失	+194円	+379円	+503円	-
調整額	+17,083円	+9,832円	+7,456円	+4,685円
申請接続料 ^{※5、6}	69,545円	49,064円	50,545円	39,984円
括弧内は前年度からの増減率	(+37.6%)	(+22.7%)	(+32.4%)	(+57.5%)
前年度からの増減額	+19,000円	+9,080円	+12,379円	+14,604円

※1 前年からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、

- ・ 接続料原価は+17.9%、需要は▲4.3%(NTT東日本)
- ・ 接続料原価は+13.6%、需要は▲3.2%(NTT西日本)

※2 同一MA内の場合

※3 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※4 回線管理機能に係る接続料を含む

※5 タイプ1-1: 平日・昼間帯故障修理

※6 平成26年度の数値は適用接続料

○ 公衆電話機能の接続料

- ・ **接続料原価が減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少したことから、接続料は上昇。**
(NTT東日本:+ 24.05円 (+8.6%)、NTT西日本:+ 11.63円(+5.0%))
- ・ なお、本件申請では、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用が公衆電話接続料に算入されている。

【公衆電話機能の接続料(3分あたり単価)】

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	214.25円	180.92円	195.32円	171.02円
特別損失	+0.06円	+0.32円	+0.47円	—
調整額	+81.83円	+55.60円	+74.91円	+56.03円
接続料(激変緩和措置を講じない場合)	296.14円	236.84円	270.70円	227.05円
激変緩和の影響	+1.46円	+1.91円	+1.30円	+1.10円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	297.60円	238.75円	272.00円	228.15円
特設公衆電話に係る費用	+6.01円	+4.27円	+7.56円	+3.24円
申請接続料※2	303.61円	243.02円	279.56円	231.39円
括弧内は前年度比	(+8.6%)	(+5.0%)	(+23.2%)	(+17.0%)
前年度からの増減額	+24.05円	+11.63円	+52.67円	+33.70円

【デジタル公衆電話機能の接続料(3分あたり単価)】

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	137.81円	185.71円	123.68円	166.57円
特別損失	+0.07円	+0.19円	+0.21円	—
調整額	+35.86円	+58.00円	+40.22円	+56.83円
接続料(激変緩和措置を講じない場合)	173.74円	243.90円	164.11円	223.40円
激変緩和の影響	+0.70円	+1.29円	+0.61円	+0.70円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	174.44円	245.20円	164.72円	224.10円
特設公衆電話に係る費用	+5.99円	+4.25円	+0.18円	—
申請接続料※2	180.43円	249.44円	164.90円	224.10円
括弧内は前年度比	(+9.4%)	(+11.3%)	(+18.2%)	(+19.8%)
前年度からの増減額	+15.53円	+25.34円	+25.44円	+37.01円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※2 平成26年度の数値は適用接続料

◆ 大規模災害発生時の特設公衆電話の通話料の無料化への対応

- 本件申請では、大規模災害時の特設公衆電話の通話料の無料化への対応として、無料化した通話に係る接続料を事業者間で相互に精算対象外とすることについて、必要な規定を接続約款に整備している。

○ 全体の傾向

- 平成27年度の工事費・手続費は、**作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇したため、前年度に比べて概ね上昇。**

○ 光屋内配線に係る工事費

- 総務省は、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、NTT東西に対して、**工事費の算定に用いられている作業時間を再計測するよう要請。**
- NTT東西が再計測を実施したところ、光屋内配線工事の作業時間の短縮等により、**光屋内配線を新設する場合の総作業時間は前回計測時(平成21年度)と比較して約20%短縮^{※1}。**
- これらを踏まえた結果、**光屋内配線に係る工事費は低減。**(NTT東日本:▲3,214円(▲18.0%)、NTT西日本:▲3,075円(▲17.4%))

【光屋内配線を新設する場合】

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別損失考慮前工事費	14,576円	1,4513円	17,814円	17,646円
特別損失	+31円	+58円	+7円	-
申請工事費^{※3、4}	14,607円	14,571円	17,821円	17,646円
括弧内は前年度からの増減率	(▲18.0%)	(▲17.4%)	(▲0.8%)	(▲0.8%)
前年度からの増減額	▲3,214円	▲3,075円	▲137円	▲139円

【既設屋内配線を転用する場合^{※2}】

	平成27年度		平成26年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別損失考慮前工事費	7,127円	7,312円	9,322円	8,883円
特別損失	+12円	+20円	+5円	-
申請工事費^{※3、4}	7,139円	7,332円	9,327円	8,883円
括弧内は前年度からの増減率	(▲23.5%)	(▲17.5%)	(▲13.1%)	(▲6.2%)
前年度からの増減額	▲2,188円	▲1,551円	▲1,408円	▲584円

※1 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合

※3 平日・昼間帯工事

※4 平成26年度の数値は適用工事費

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 加入光ファイバに係る接続料の改定案 (P.13 ~ 16)

IV. NGNに係る接続料の改定案 (P.18 ~ 19)

V. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.21)

VI. スタックテストの概要 (P.23 ~ 25)

加入光ファイバに係る接続料の改定案（平成27年度）

- 平成26年度から平成28年度までの接続料は、平成24年度の実績値を基盤として算定され、認可済み。
- その際、平成25年度の予測値と実績値との差額（乖離額）を平成27年度の接続料原価に加えて算定することについても併せて許可している。
- **本件申請は、上記乖離額を、接続料原価に加えることにより、認可済みの平成27年度接続料を変更するもの。**
- 乖離額がプラスであったため、認可済み接続料と比較して高い接続料が申請接続料として設定されている。

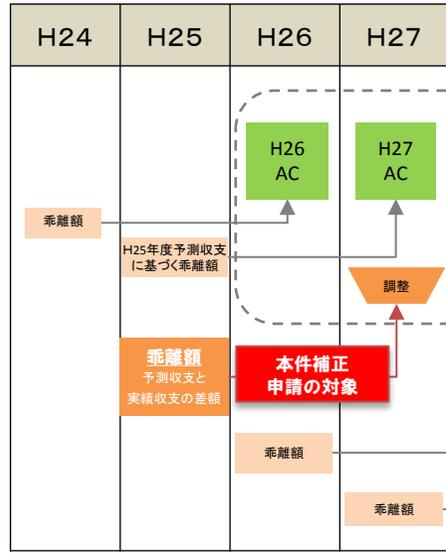
シングルスター方式の接続料

	NTT東日本	NTT西日本
変更申請接続料	3,292円	3,353円
認可済み接続料	3,115円	3,192円
乖離額	+ 177円	+ 161円

シェアドアクセス方式の接続料

	NTT東日本	NTT西日本
変更申請接続料	2,930円	2,947円
認可済み接続料	2,781円	2,812円
乖離額	+ 160円	+ 142円
局外スプリッタの前年適用接続料と今回申請接続料との差額※	▲11円	▲7円

(参考)
乖離額調整のイメージ



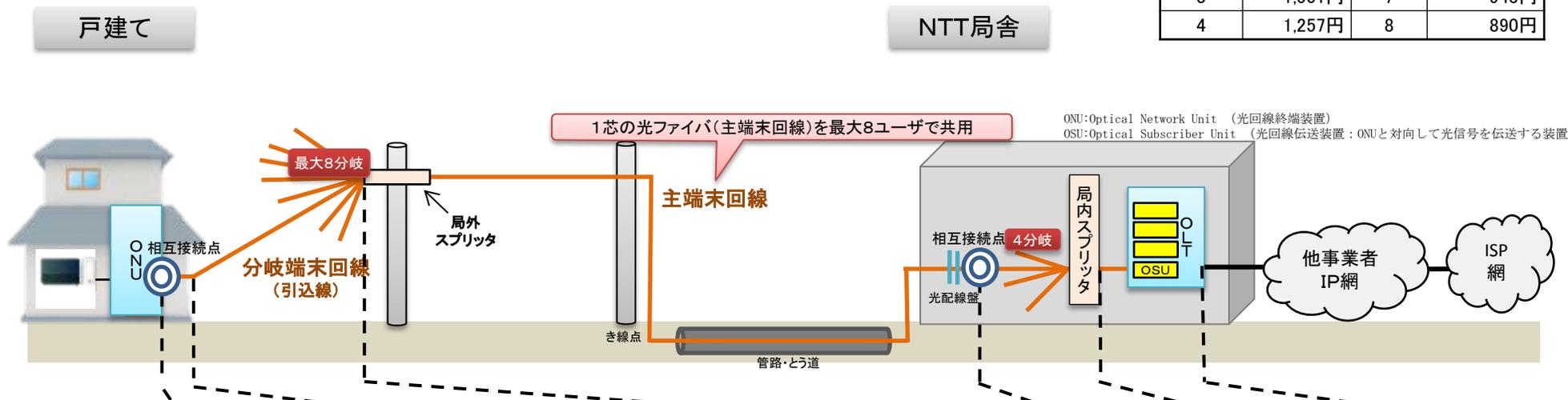
※ シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成27年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

(参考)加入光ファイバ回線に係る接続料(光屋内配線～主端末回線)

○ NTT東西が設置する加入光ファイバの各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり(シェアドアクセス方式:平成27年度)。

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT東日本の場合)〕

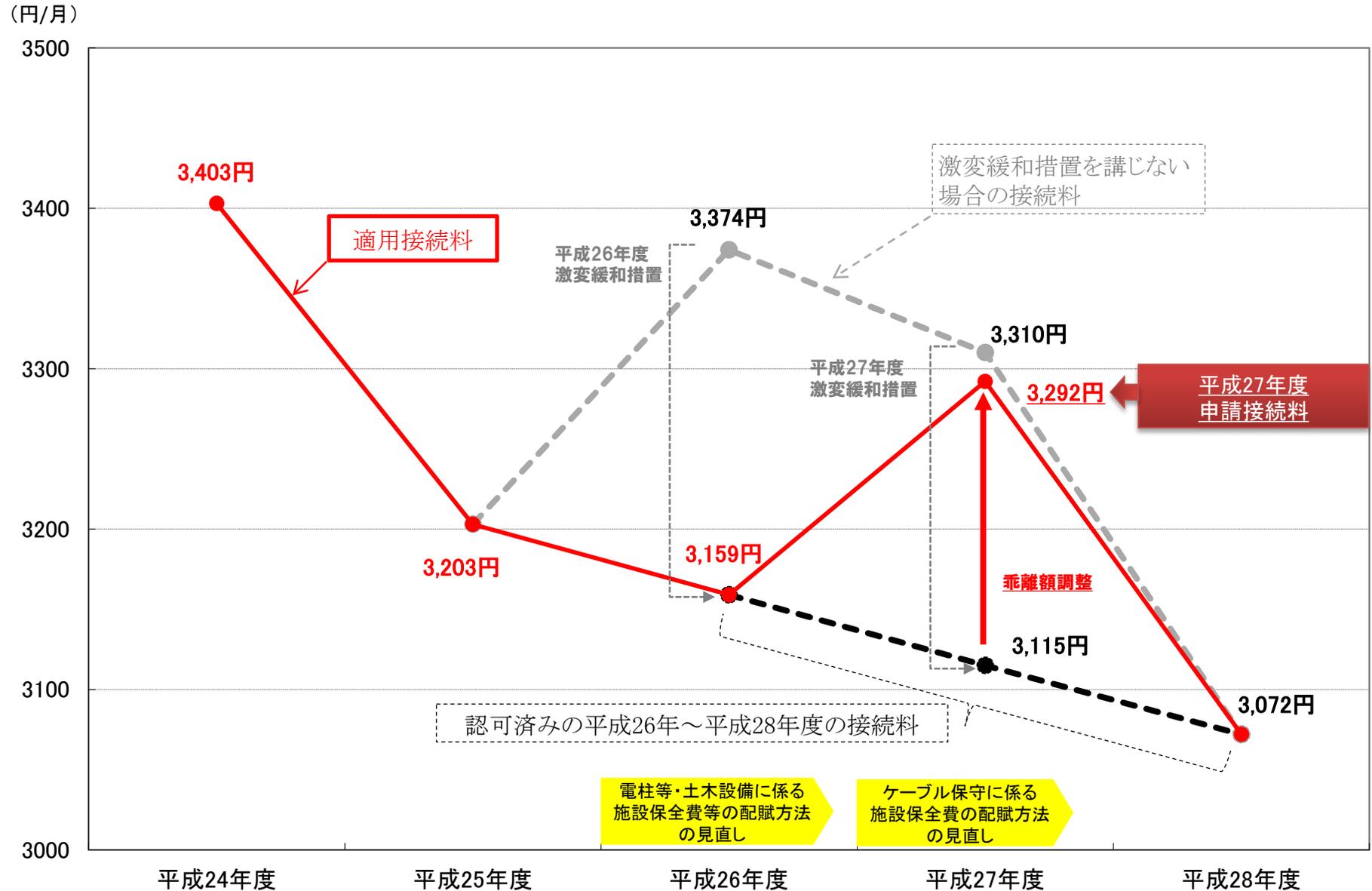
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	3,454円	5	1,110円
2	1,989円	6	1,012円
3	1,501円	7	943円
4	1,257円	8	890円



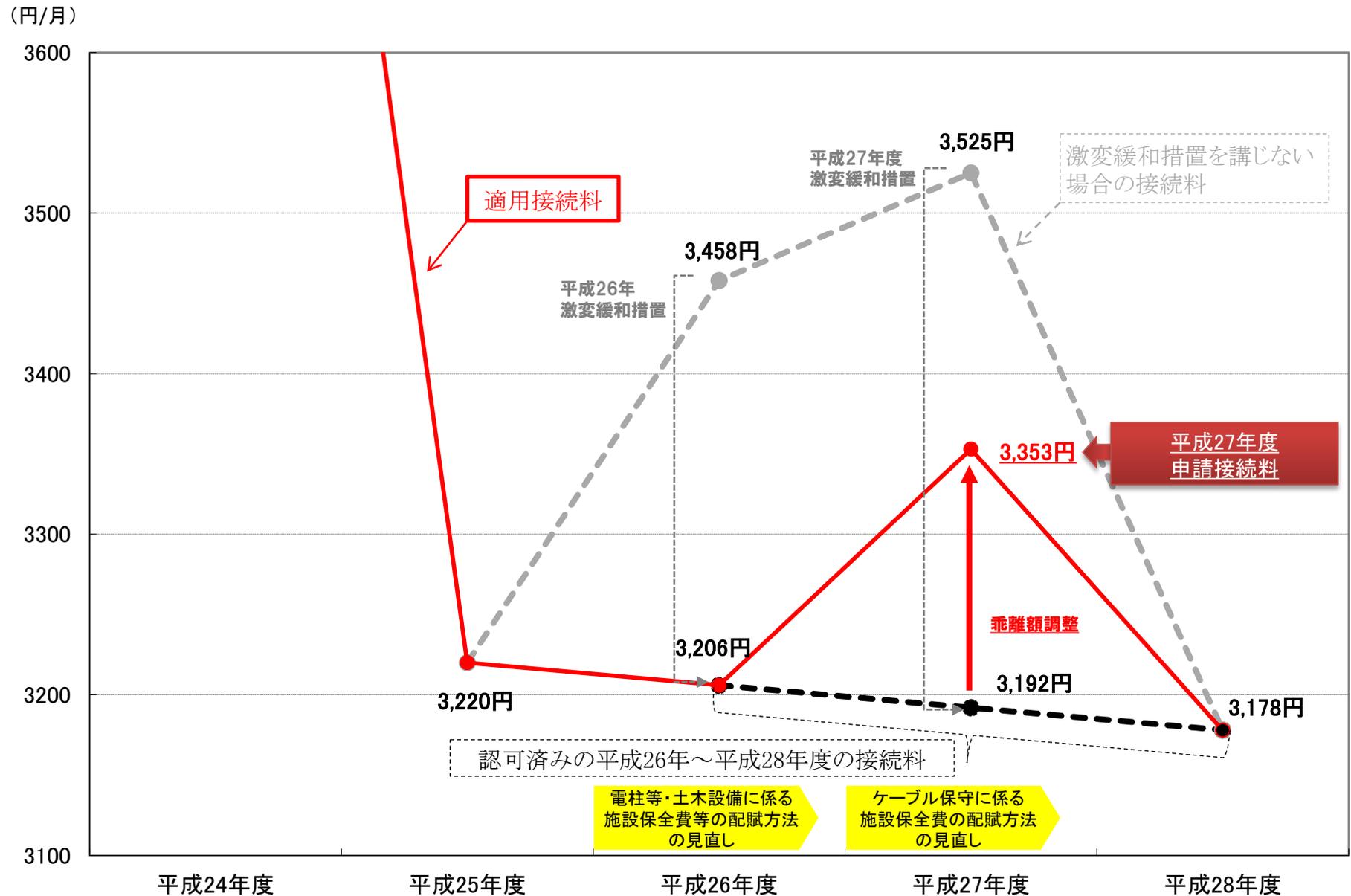
申請接続料(※1)	光屋内配線加算額(※2)	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線	局内SP	GE-OLT
NTT東日本	187円/分岐端末回線	276円/分岐端末回線	61円/分岐端末回線	2,930円/主端末回線	227円/1局内SP	1,611円/10SU(1Gbps)
NTT西日本	182円/分岐端末回線	313円/分岐端末回線	69円/分岐端末回線	2,947円/主端末回線	295円/1局内SP	1,394円/10SU(1Gbps)

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費、局内SP、OSUは実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
 ※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

(参考)加入光ファイバ(シングルスター方式)接続料の推移【東日本】



(参考)加入光ファイバ(シングルスター方式)接続料の推移【西日本】



I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 加入光ファイバに係る接続料の改定案 (P.13 ~ 16)

IV. NGNに係る接続料の改定案 (P.18 ~ 19)

V. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.21)

VI. スタックテストの概要 (P.23 ~ 25)

NGNに係る接続料の改定案（平成27年度）

- 平成27年度のNGN接続料は、昨年度同様、**算定期間1年間の将来原価方式により算定**（乖離額調整なし）。
- **IGS接続機能の接続料**については、接続料原価が減少し、需要が増加したため、**引き続き値下がり**。
（NTT東日本：▲14.8% NTT西日本：▲16.2%）
- **収容局接続機能の接続料**については、NTT東西ともに、接続料原価が減少し、需要が増加したものの、地域IP網の設備撤去に伴う費用を原価に算入したことが接続料を押し上げたため、**NTT東日本では上昇。NTT西日本では減少**。（NTT東日本：+0.5% NTT西日本：▲7.0%）
- **中継局接続機能の接続料**については、**NTT東日本は0.4%値下がり**した一方で、**NTT西日本は設備更改の影響により11.6%値上がり**。

※ NTT東西は、地域IP網の収容局接続機能及び中継局接続機能の対象設備について機能廃止後の平成25年度においても撤去を実施している。このため、平成25年度においても撤去に係る費用が発生したことから、NTT東西は、本件申請において、適正なコスト負担を実現する観点から当該撤去費用をNGNの収容局接続機能及び中継局接続機能の接続料原価に加算する措置を実施している（NTT東日本：32億円 NTT西日本：34億円）。

接続料の改定案（平成27年度）

<前提>

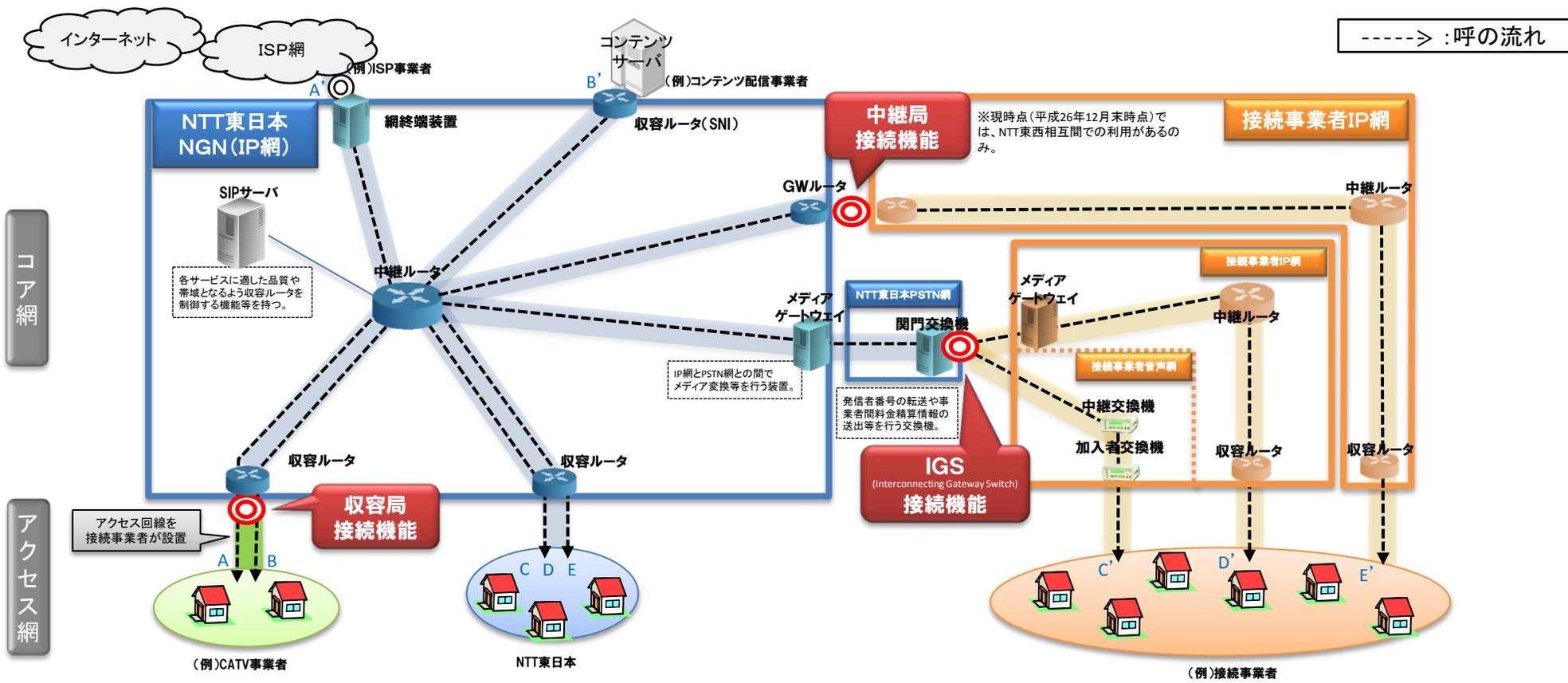
- ① 算定方法：算定期間1年間の将来原価方式
- ② 需要等：フレッツ光の純増数は、**NTT東西ともにH26年度事業計画と同数**（NTT東日本：30万 NTT西日本：40万）を見込む

（現時点でH27年度事業計画は未定）

		NTT東日本		NTT西日本	
		H27申請接続料	H26適用接続料	H27申請接続料	H26適用接続料
IGS接続機能 (ひかり電話)	3分当たり(※)	2.82円 (▲14.8%)	3.31円	3.20円 (▲16.2%)	3.81円
収容局接続機能	装置ごと月額	137万円 (0.5%)	136万円	150万円 (▲7.0%)	161万円
中継局接続機能	接続用ポート ごと月額	527万円 (▲0.4%)	529万円	479万円 (11.6%)	429万円

※ 中継系交換機能に係る平成26年度接続料(3分当たり0.39円)を含む。

(参考)NGNの接続機能



接続機能	接続形態
① 収容局接続機能	接続事業者が、自らアクセス回線を設置し又はNTT東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線をNGNの収容ルータに接続し、NGNを利用する形態。
② IGS接続機能	接続事業者（電話サービス提供事業者）が、NTT東西の関門交換機を介して自網（IP網・PSTN網）をNGN又はひかり電話網に接続し、NTT東西のひかり電話ユーザとの間で呼の発着信を行うためにNGNを利用する形態。
③ 中継局接続機能	接続事業者が、NGNのGWルータを介して自網（IP網）をNTT東西のNGNと接続し、NGNを利用する形態。

呼の流れ	実現サービス例
A~A'	接続事業者によるNGNを経由したインターネット接続サービス。
B~B'	接続事業者によるNGNを経由したコンテンツ配信サービス。
C'~C	NTT東日本のユーザと接続事業者のユーザとの間の電話サービス。
D'~D	NTT東日本のユーザと接続事業者のユーザとの間の電話サービス。
E'~E	NTT東日本のユーザと接続事業者のユーザとの間の電話サービス。

※ 上記接続機能のほか、イーサネット接続機能も存在するが、NGNとは設備を共用しないため上図には記載していない。

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 加入光ファイバに係る接続料の改定案 (P.13 ~ 16)

IV. NGNに係る接続料の改定案 (P.18 ~ 19)

V. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.21)

VI. スタックテストの概要 (P.23 ~ 25)

接続料規則第3条に基づく許可申請の概要

	項目	新規/ 継続	概要
1	PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い	新規	PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る費用を接続料原価に含めて算定することを求めるもの。 ※ 平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失は、約34億円(NTT東)、約61億円(NTT西)。うち、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものは、約24億円(NTT東)、約40億円(NTT西)
2	ファイル連携システム開発費の扱い	継続	NTT東西が接続事業者からのラインシェアリング等の接続申込を管理するシステムに追加で開発されたファイル連携システム(NTT東西と接続事業者とのデータのやりとりを、これまでの電子メールだけではなくファイル交換も可能としたもの)について、市場が縮退するサービスに係るシステムの開発費用としては規模が大きいこと等から、本システムの開発費用について接続料原価から控除することを求めるもの。
3	特設公衆電話に係る費用の扱い	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能のトラヒック構成比で分計し、それぞれの機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
4	施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和	継続	メタル検討会報告書を受け、NTT東西が実施した施設保全費等の配賦方法の見直しにより、加入光ファイバに係る接続料が前年度より上昇することが見込まれるため、同報告書で提言のあった、加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に加算する激変緩和措置を講ずることを求めるもの。
5	第一種指定設備管理運営費の算定における耐用年数の扱いの特例	継続	デジタル交換設備(IP系を除く)及び蓄電池設備については、法令に基づき、法定耐用年数を用いて接続料を算定していた。平成20年度税制改正により、これらの設備の法定耐用年数が変更となったが、NTT東西ではその前後で使用環境等に特段の変化はないこと等から、財務会計上の耐用年数を引き続き6年としてきたところ。このため、接続料算定にあたっては、財務会計上の耐用年数を用いて算定することを求めるもの。
6	回線管理機能に係る接続料の算定方法の特例	継続	ドライカップ、ラインシェアリング、加入光ファイバ等の回線管理機能については、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、ラインシェアリングとそれ以外の機能とに分けて接続料を設定することにより、それぞれの料金水準の差を少なくすることを求めるもの。
7	将来原価方式における乖離額調整の扱い	継続	将来原価方式においては、法令上、乖離額調整は認められていないが、平成25年度の予測値と実績値との差額(乖離額)について調整を行うことを求めるもの。
8	地域IP網の中継局接続機能等の廃止に係る調整額相当額の加算	継続	地域IP網からNGNへの移行が平成24年度末に完了したことに伴い、地域IP網に係る中継局接続機能等が廃止され、NGNの中継局接続機能等に移行。このため、地域IP網の中継局接続機能等に係る平成25年度における調整額相当額を、平成27年度のNGNの中継局接続機能等に係る接続料原価に加えて算定することを求めるもの。

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 加入光ファイバに係る接続料の改定案 (P.13 ~ 16)

IV. NGNに係る接続料の改定案 (P.18 ~ 19)

V. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.21)

VI. スタックテストの概要 (P.23 ~ 25)

スタックテストの概要

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る**接続料の水準の妥当性を検証**するため、平成11年から行われている「**接続料と利用者料金との関係の検証**」である。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、**総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。**
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。

検証時期

- ①**実績原価方式により毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時**
- ②対象となるサービスに係る接続料の認可時(①を除く。)

検証区分等

- ①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ②接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③**将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス**

上記のサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として総務省が決定(サービスメニューごとに検証)

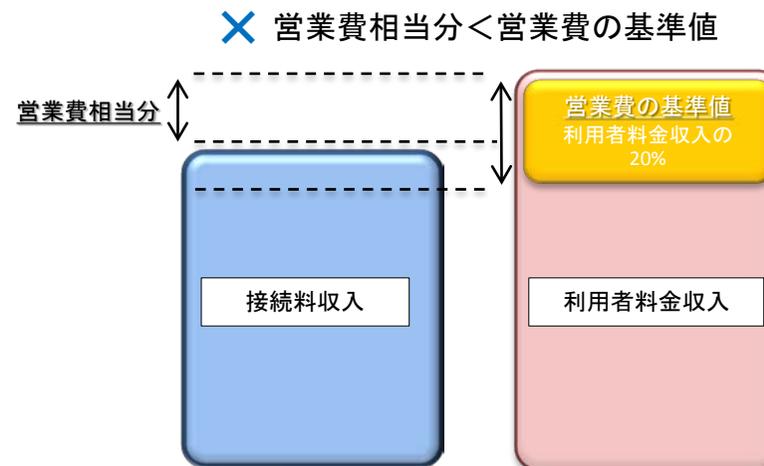
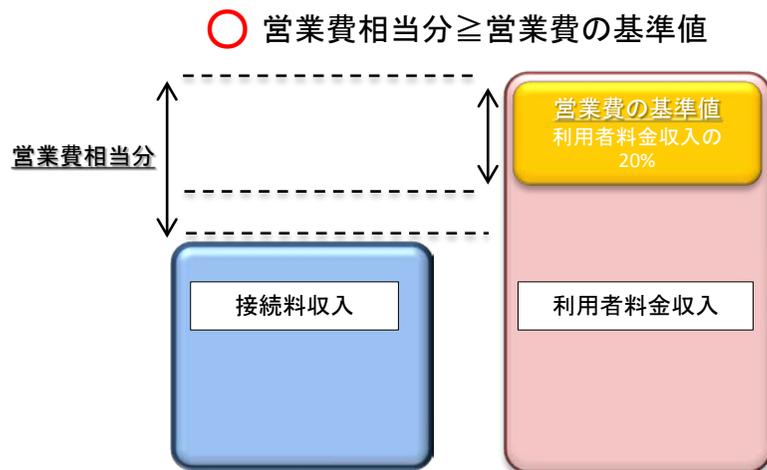
検証方法

- ①「**営業費相当分と営業費の基準値(利用者料金収入の20%)との関係**」の検証(サービスブランド(例 フレッツ光ネクスト)ごと)
- ②「**利用者料金が接続料を上回っているどうか**」の検証(サービスメニュー(例 ファミリータイプ)ごと)

スタックテストの要件を満たさない場合

- ✓総務省は、接続料設定事業者に対し、接続料水準が妥当であるにもかかわらず当該要件を満たさない論拠の提示を求める。
- ✓総務省は、当該論拠についてさらに検証を行い、合理的であると認められない場合は、当該接続料を是正するための所要の措置※を講じる。

- 「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ光ライト」、「Bフレッツ」、「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」といったサービスブランドについて、次の方法により「営業費相当額と営業費の基準値との関係」を検証。



スタックテストの結果

○ 本件申請について、総務省においてスタックテストを実施した結果、すべてのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が基準値を上回っているため、スタックテストの要件を満たしていると認められる。

NTT東日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	○	○	
	ビジネスタイプ	○		
	マンションタイプ (1G-MC使用)	ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
	マンションタイプ (GE-PON使用)	ミニ		○
		プラン1		○
プラン2		○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	○	○	
	マンションタイプ	○		
Bフレッツ	マンションタイプ (100M-MC使用)	ミニ	○	
		プラン1		
		プラン2		
		プラン2		
ひかり電話		○	○	

NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	○	○	
	ビジネスタイプ	○		
	マンションタイプ (1G-MC使用)	ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
	マンションタイプ (GE-PON使用)	ミニ		○
		プラン1		○
プラン2		○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	○	○	
	マンションタイプ	○		
フレッツ・光プレミアム	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1	○	
		プラン2		
	マンションタイプ (VDSL方式)	プラン1		
		プラン2		
	マンションタイプミニ	○		
ひかり電話		○	○	

サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合	○	○
	県内設備まで利用する場合	○	

サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合	○	○
	県内設備まで利用する場合	○	

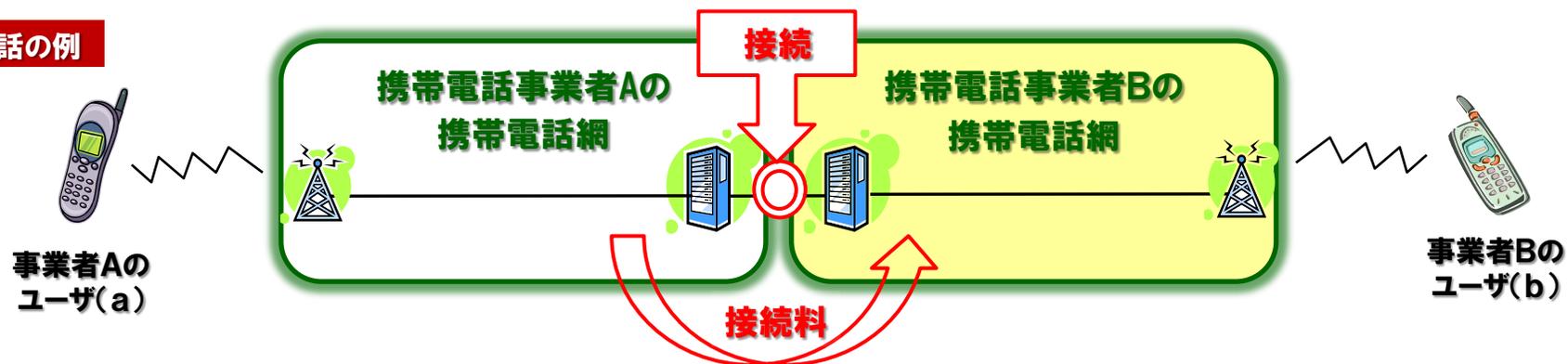
(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(参考資料)

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

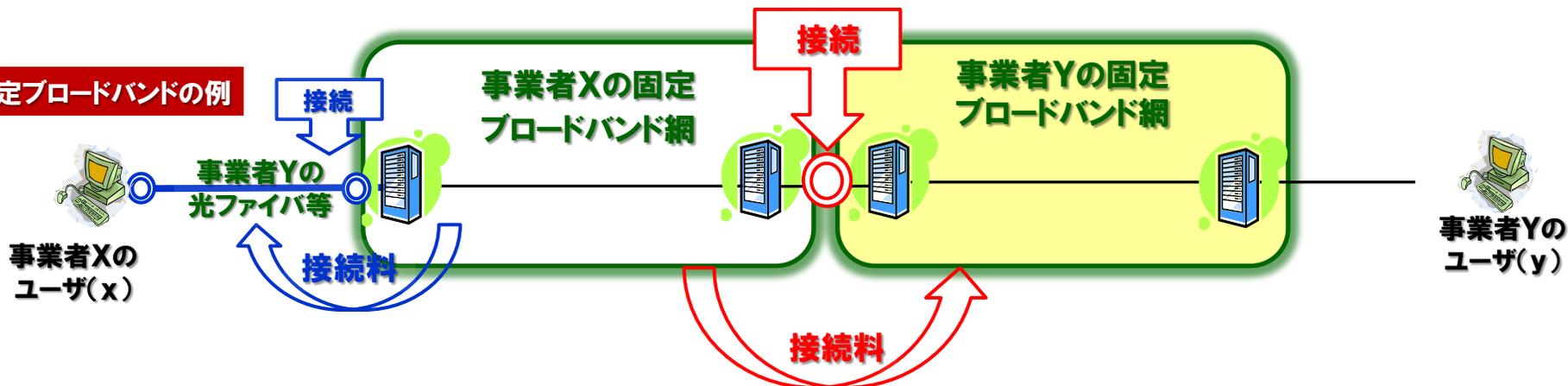
(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払う

携帯電話の例



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払う(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

固定ブロードバンドの例



- 円滑な接続を図るため、接続協議において強い交渉力を有する事業者に対する「非対称規制」として、接続応諾義務に加えて、接続料や接続条件の約款化等を義務づけている。(指定電気通信設備制度)
- 固定系通信を対象とする第一種指定電気通信設備制度(設備の不可欠性が根拠)と、移動系通信を対象とする第二種指定電気通信設備制度(端末シェアによる強い交渉力が根拠)とでは、規制の内容に差異を設けている。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東西を指定(98年)

業務区域ごとに
10%超のシェアを占める端末設備を有すること

NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、
沖縄セルラー(02年)、ソフトバンクモバイル(12年)を指定

第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

接続関連規制

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制
※接続料規則

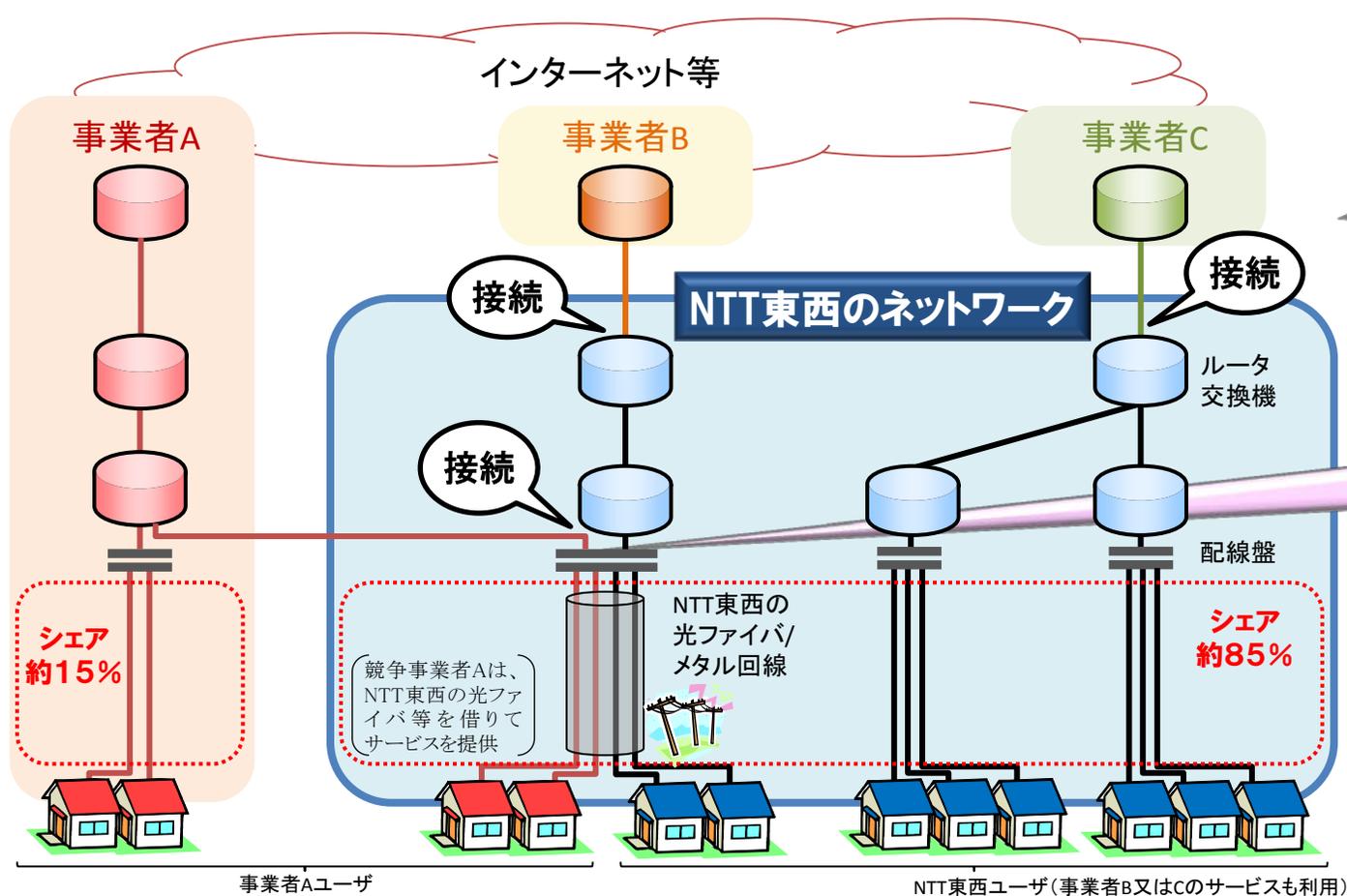
■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理義務

■接続会計の整理義務

(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

- 固定通信分野では、NTT東西の加入者回線(光ファイバ、メタル回線)が他事業者の事業展開に不可欠である点に着目し、電気通信事業法において、光ファイバ等の開放義務(第一種指定電気通信設備制度)や、特定の事業者のみを有利な条件にすることを禁止する規制(禁止行為規制)等を課している。



NTT東西を規律

【禁止行為規制】

特定の事業者だけ有利な条件にしたり、接続で知った他社の情報を自社の営業などに使うことを禁止
(電気通信事業法第30条)

【第一種指定設備制度】

アクセス回線(光ファイバやメタル回線)等の開放義務
(電気通信事業法第33条)

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
- このため、電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための規律を課している。

指定

指定要件: 都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

**NTT東西の加入者回線等を
第一種指定設備として指定
(平成10年)**

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

① 接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

② 接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

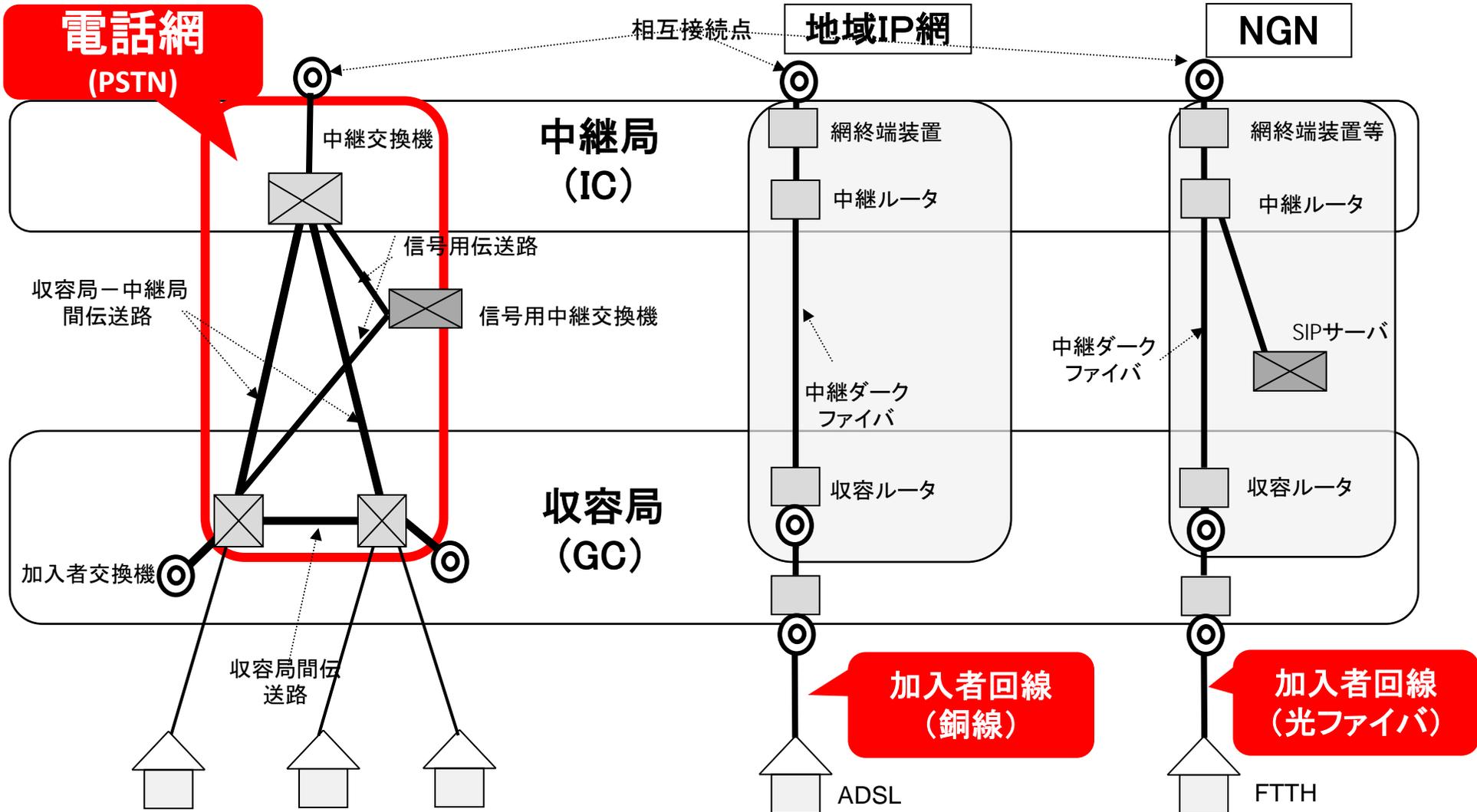
③ 網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

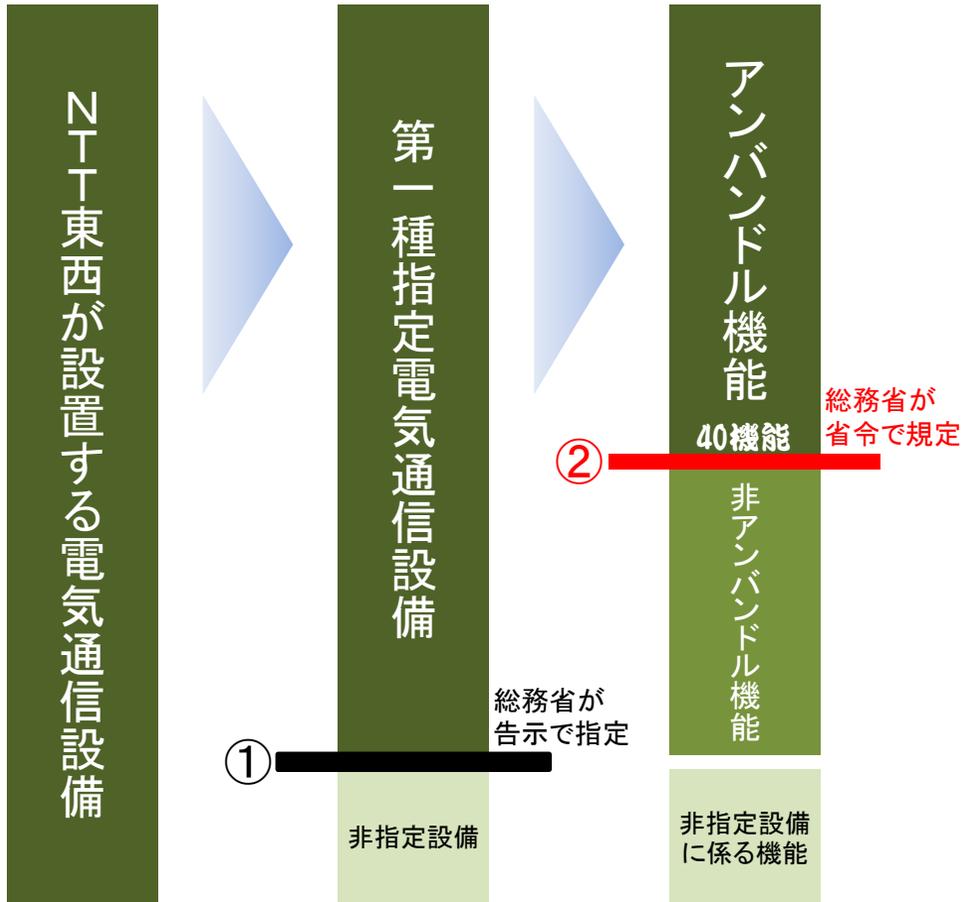
- 加入者回線（光ファイバ）、加入者回線（銅線）、電話網（PSTN）等について、総務省令で定める機能（アンバンドル機能※）の単位で接続料が設定されている。

※ 第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能



設 備

機 能



総務省令で定める「機能」(アンバンドル機能)については、機能ごとに接続料を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。

① 指定の基準

- ・加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的・合理的な発達に欠くことのできない設備

(電気通信事業法第33条第1項、施行規則第23条の2第4項、総務省告示)

② アンバンドルの基準

- ・具体的な要望があること
- ・技術的に可能であること
- ・過度な経済的負担がないことに留意 (H21情通審答申等)

接続料算定の原則と対象機能

接続料の認可基準
(電気通信事業法 第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(加入者交換機等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 地域IP網、IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、アンバンドル機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$



※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

調整額の算定方法 (接続料規則第12条の2)

■ 第4条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

$$\text{①調整額} = \text{②前々算定期間における費用} + \text{③前々算定期間における調整額} - \text{前々算定期間における接続料収入} \\
 \text{(} = \text{④前々算定期間の接続料} \times \text{⑤前々算定期間の需要)$$

※ 将来原価方式、長期増分費用方式の調整額は「0」

○ 調整額の算定の際に必要な値と会計年度の関係

	平成25年度接続料	平成26年度接続料	平成27年度接続料
算定の基礎となる会計年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
費用 (億円)	②前々算定期間における費用
調整額 (億円)	③前々算定期間における調整額	...	①調整額
合計 (億円)
需要 (万回線)	⑤前々算定期間の需要
調整前単金 (円/月)
調整額 (円/月)
接続料 (円/月)	④前々算定期間の接続料

第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性

2. メタル回線コストの見直しの実施についての考え方

(2) 加入光ファイバ接続料への影響緩和の考え方

1) 配賦方法の見直し

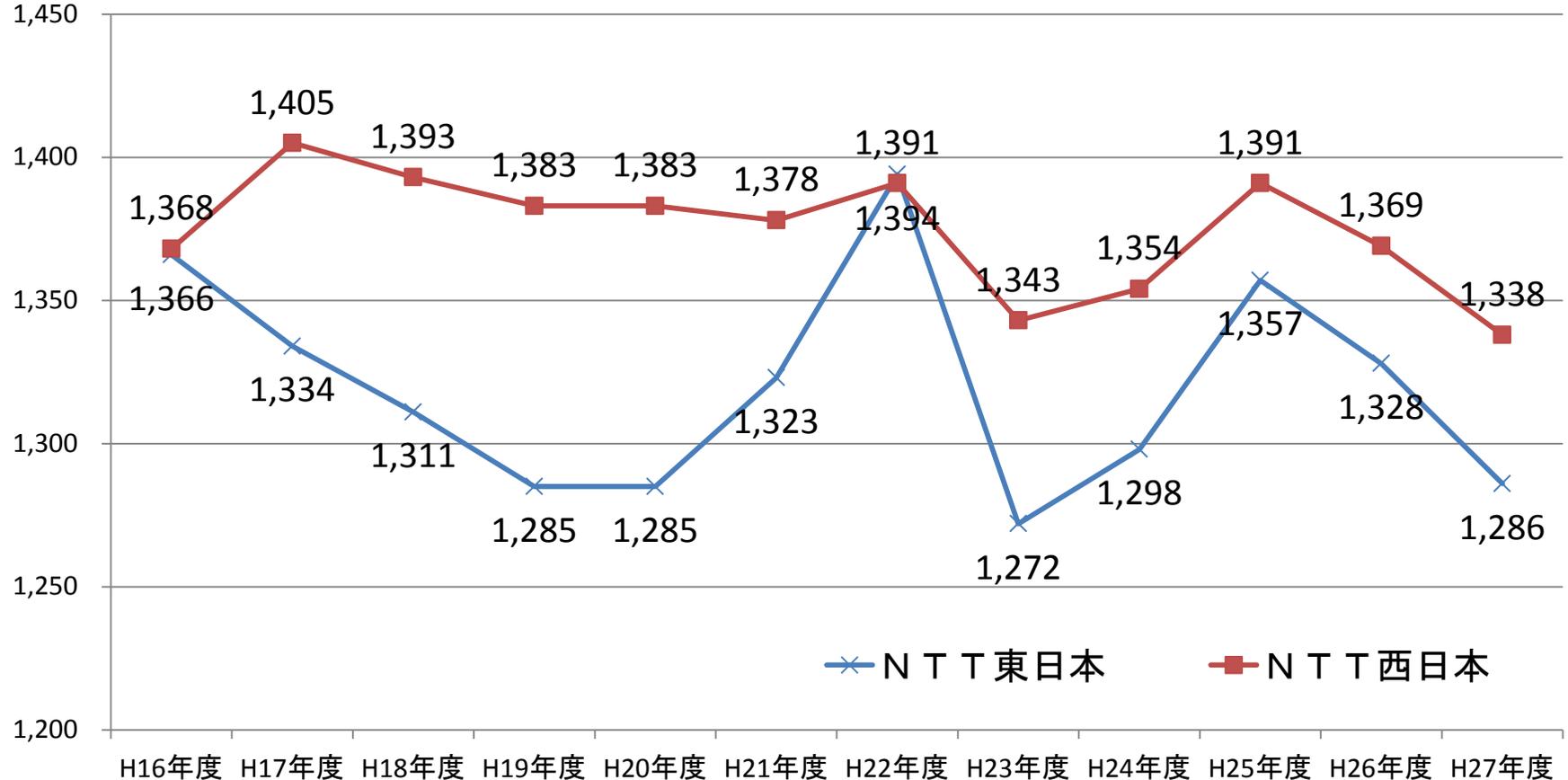
○ 検討に当たっては、まず、第4章において見直すことが適当としている配賦方法の影響について検討する。まず、加入光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当である。

その際には、加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当である。

また、配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる。

ドライカップ接続料の推移

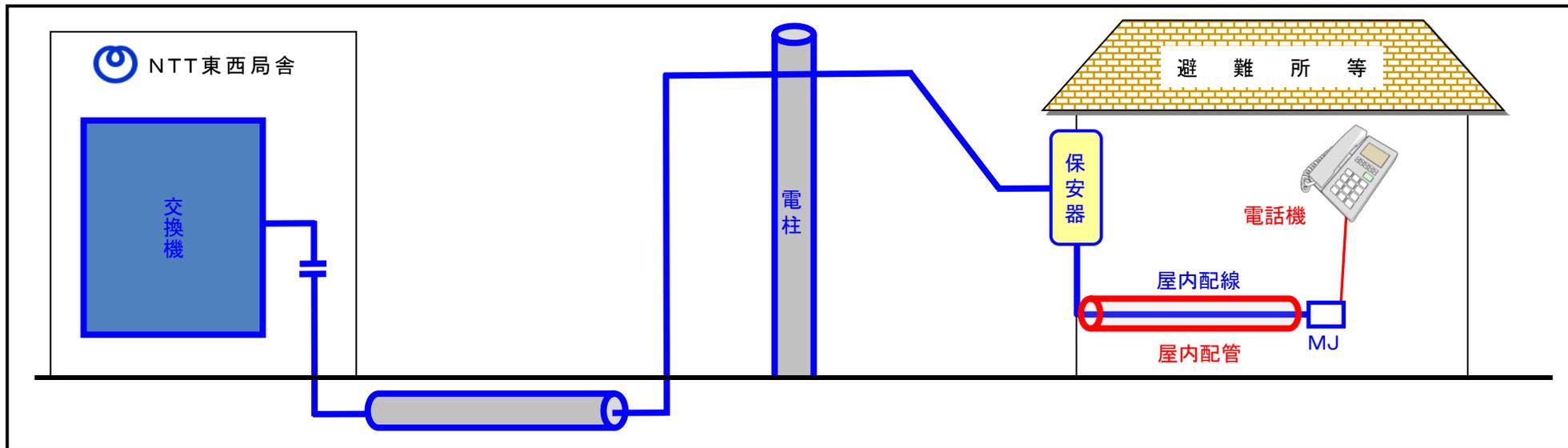
- ドライカップ接続料は、近年のメタル回線の需要の減少等の影響で、NTT東西共に上昇傾向にあったが、平成27年度接続料については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえた、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響により、2年連続で前年度と比べ低減している。



- ※ 回線管理機能に係る接続料を含む。
- ※ 各年度の4月1日時点での適用料金(平成27年度接続料は現在申請中のもの)。
- ※ 平成22年度以降、調整額を接続料原価に算入。
- ※ 平成27年度は申請接続料。

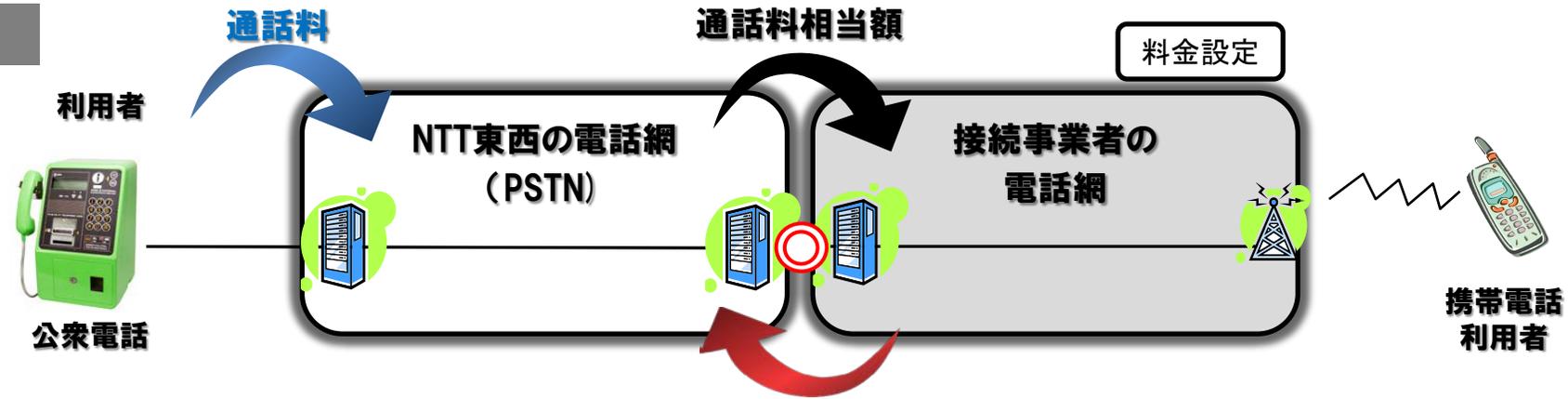
- 特設公衆電話は、災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話。
- 従来は、災害等発生後に設置する「事後設置型」が主流であった。
- 東日本大震災後は、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

設置イメージ



平成25年度以降の特設公衆電話の費用の負担方法(公衆電話の接続料原価への算入)

公衆電話

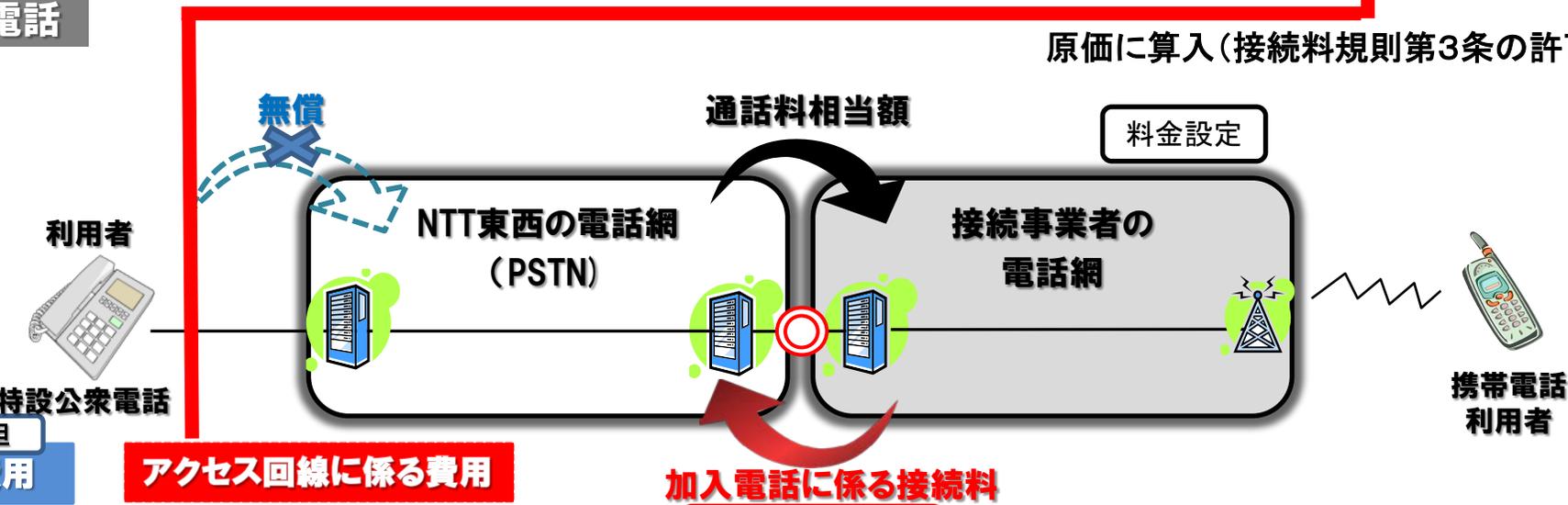


公衆電話に係る接続料: 暫定的に認可することが適当(審議会答申)

※公衆電話の設置工事費用には、公衆電話機費用を含む

$$\text{設置工事費用} + \text{アクセス回線に係る費用} + \text{通話コスト} + \text{アクセス回線に係る費用}$$

特設公衆電話



原価に算入(接続料規則第3条の許可)

NTT東西負担
設置工事費用

アクセス回線に係る費用

加入電話に係る接続料

通話コスト

※屋内配管の費用+電話機費用は施設管理者(地方自治体等)が負担

- 原則として、①国民保護法等に基づき指定された避難場所のうち、各市区町村から設置要望があった避難所、②大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設等のうち、地震帰宅困難者対策協議会等からの設置要望があり、かつ、NTT東西との設置協議が調った施設を対象に事前設置。
- NTT東西から提示された設置の考え方等について、関係事業者から特段の反対は示されていない。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置の考え方
①避難所	原則、国民保護法及び国民保護法施行令に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館 等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
②都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した施設(公共施設、駅等)*のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、かつ、NTT東西と設置に関する協議が調った施設	公共施設 駅 等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 〔ただし、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断〕

※現時点では、NTT東日本は「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設等を対象としている。
NTT西日本は「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応を協議中。

2. 事前設置実績(平成25年度末)

NTT東日本: 8,235箇所、18,739台 NTT西日本: 6,321箇所、12,831台

3. 事前設置見込み(平成28年度末)

NTT東日本: 24,500箇所、50,000台 NTT西日本: 15,000箇所、34,000台

1 経緯

- 昭和28年頃 製造開始。**ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、電気絶縁性、不燃性等の特性を持つ合成油で、照明器具の安定器や、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途で使用**
- 昭和43年 カネミ油症事件発生。これを契機にその**毒性や環境汚染が社会問題化**
- 昭和47年 製造中止
- 平成13年 ・「**PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法**」施行。PCB廃棄物保管事業者には、**平成39年3月までの処分を義務づける**とともに、国に、PCB廃棄物処理施設の整備推進に対する努力義務を規定
 ・ 特殊法人環境事業団の業務にPCB廃棄物処理等を追加
- 平成16年 日本環境安全事業株式会社(JESCO。全額政府出資で設立された特殊会社)設立。特殊法人環境事業団は解散し、PCB廃棄物処理業務はJESCOに承継。
- 平成22年 **これまでの処理方式では適切に処理できないため、処理方式を変更**。これに伴い、**処理単価を見直し(1,724円/kg ⇒ 28,000円/kg)**

2 NTT東西の対応

- NTT東西では、主に通信ビルの照明器具の安定器として使用。昭和47年頃から、**PCBが含まれると確認できた安定器等については、順次撤去・保管しているものの、現在に至るまで処理できずに全て保管**
- **NTT東日本は平成16年度、NTT西日本は平成17年度に、「本来業務に不可欠な通信ビルの照明器具の安定器等の適切な廃棄に要する費用」という観点から、PCB廃棄物処理費用を営業費用に引当金として計上**
- JESCOが処理単価を見直したことに伴い、追加費用が発生することが判明。本業の経常的な収支を適切に開示するという観点から、**平成25年度に、処理単価が変更となった分を特別損失に計上**。うち、電気通信事業に関連する費用を、平成27年度接続料原価に含めて算定することを要望
- ※ NTT東西以外のグループ会社については、廃棄物処理単価見直しに伴う追加費用が小さいことから営業費用に計上。電力各社においても当該費用を製造原価に算入。

【PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失額】

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成 25 年度 決 算	約 34 億円 うち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの 約 24 億円	約 61 億円 うち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの 約 40 億円

【安定器】

照明装置の内部に接続され、動作を安定させるための装置。建物の照明機器等に内蔵。

